

液化石油ガス燃料自動車の解体時の事故に注意してください！！

液化石油ガス燃料自動車（以下L Pガス燃料自動車）を解体する際は、以下の項目を確認して行ってください。

L Pガス燃料自動車を解体するには高圧ガス保安法に基づく免状又は道路運送車両法に基づく自動車検査員等の資格を持っている方等が行ってください。

また、L Pガス燃料自動車の解体時は液化石油ガス容器のバルブを確実に閉め、各車両の残ガス処理等の作業手順（車両により手順が違うのでメーカー等へ確認してください。）に従って行ってください。

L Pガス燃料自動車から取り外した液化石油ガス容器は、高圧ガス保安法に基づき容器置場に貯蔵する必要があります。

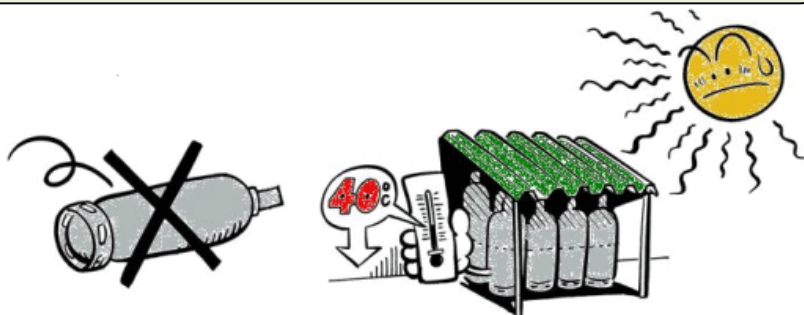
この容器置場は、以下の項目に適合しなければいけません。

- その範囲を明示し、かつ外部の者の立入を禁ずること。
- 不燃性または難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること。
- ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。
- 消火設備を設けること。
- 容器置場の周囲2m以内には火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。

※この他にも高圧ガス保安法の貯蔵基準がありますので、液化石油ガス容器を貯蔵する際は確実な管理をして下さい。



高圧ガス容器は放置せず、確実に管理してください。



液化石油ガス容器を廃棄又はくず化するときは、残ガス回収設備を保有する業者へ依頼してください。



【問い合わせ先】

新潟市消防局危険物保安課保安係

連絡先：025-288-3241